

郡山市保有個人情報等の取扱基準

令和3年4月1日制定
令和4年2月25日一部改正
令和5年3月30日一部改正
〔政策開発部広聴広報課〕

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条―第10条）
- 第3章 教育研修（第11条）
- 第4章 職員の責務（第12条）
- 第5章 保有個人情報等の取扱い（第13条―第20条）
- 第6章 保有個人情報の提供及び業務の委託等（第21条・第22条）
- 第7章 安全確保上の問題への対応（第23条―第25条）
- 第8章 監査及び点検の実施（第26条―第28条）
- 第9章 事務の流れの整理（第29条）
- 第10章 その他（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、郡山市保有個人情報等の安全管理に関する要綱（平成27年11月30日制定。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、保有個人情報等の保護に関して遵守すべき事項及び安全管理措置の統一的な取扱基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び郡山市情報セキュリティ要綱（平成15年4月1日制定。以下「セキュリティ要綱」という。）の例による。

第2章 管理体制

（管理体制）

第3条 保有個人情報等の適正な取扱いを確保するため、次の職を置く。

- (1) 総括保護管理者
- (2) 総括保護副管理者
- (3) 保護責任者

- (4) 保護管理者
 - (5) 保護担当者
 - (6) 監査責任者
 - (7) 監査補助者
 - (8) 事務取扱担当者
- (総括保護管理者)

第4条 総括保護管理者を一人置くこととし、総括保護管理者は、郡山市副市長の事務分担等に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第2条の政策開発部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、市長を補佐し、市の所管する保有個人情報等の管理に関する事務を総括する。

(総括保護副管理者)

第4条の2 総括保護副管理者は、政策開発部長をもって充てる。

- 2 総括保護副管理者は、総括保護管理者を補佐する。
- 3 総括保護副管理者は、保護責任者、保護管理者、保護担当者に対して、保有個人情報等の取扱いに関する指導及び助言を行う権限を有する。
- 4 総括保護副管理者は、保有個人情報等の取扱いに関して、郡山市保有個人情報等の安全管理に関する要綱に基づき定められた実施手順の維持及び管理を行う権限及び責任を有する。
- 5 総括保護副管理者は、緊急時には総括保護管理者に早急に報告を行わなければならない。

(保護責任者)

第4条の3 保護責任者は、郡山市部設置条例（平成5年郡山市条例第38号）第1条に規定する部の長、会計管理者、教育総務部長、学校教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び上下水道局長をもって充てる。

- 2 保護責任者は、その所管する部局等において保有する個人情報等の取扱いに関する統括的な権限及び責任を有する。

(保護管理者)

第5条 保有個人情報等に関する事務等を実施する課等に、保護管理者を一人置くこととし、保護管理者は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 郡山市行政組織規則（平成6年郡山市規則第6号）第7条に規定する課、第8条に規定する会計課及び第3章に規定する出先機関(課に属する出先機関を除く。)の長
- (2) 郡山市教育委員会事務局等組織規則(昭和40年郡山市教育委員会規則第5号)第2条に規定する課及びセンター並びに第5章から第14章までに規定する教育機関の長
- (3) 選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の事務局の次長
- (4) 郡山市上下水道局管理規程（昭和40年郡山市水道局規程第1号）第2条に規定する

課の長

- 2 保護管理者は、各課等における保有個人情報等の適切な管理を確保する。この場合において、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携する。

(保護担当者)

第6条 保護担当者は、保護管理者が指定する者をもって充てる。

- 2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第7条 監査責任者は、政策開発部長をもって充てる。

- 2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況についての監査を統括する。

(監査補助者)

第7条の2 監査補助者は、DX戦略課長、広報広聴課長をもって充てる。

- 2 監査補助者は、監査責任者の指示に従って保有個人情報等の管理の状況について監査する。

- 3 監査補助者は、それぞれ次に掲げる規定の実施状況について監査する。

- (1) DX戦略課長 第8条、第9条、第11条第1項及び第5項、第13条、第14条、第16条から第18条まで、第20条及び第22条の規定
- (2) 広報広聴課長 第3条から第7条の2まで、第10条、第11条(第1項及び第5項を除く。)、第15条、第19条、第19条の2、第21条、第23条から第25条までの規定
(事務取扱担当者の指定等)

第8条 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う職員(以下「事務取扱担当者」という。)並びにその役割を指定する。

- 2 保護管理者は、別に定める様式(様式第1号及び様式第2号)により前項の規定による指定を行う。

- 3 保護管理者は、事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を明確化する。

- 4 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務に関して次に掲げる組織体制を整備する。

- (1) 事務取扱担当者が本基準等に違反している事実又は兆候を把握した場合の総括保護副管理者、保護責任者及び保護管理者への報告連絡体制
- (2) 特定個人情報等の漏えいその他の番号法違反(以下「情報漏えい等」という。)の事案又はおそれのある事案を把握した場合の対応体制並びに関係部署及び関係機関への報告連絡体制
- (3) 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任明確化
(事務取扱担当者の監督)

第9条 保護管理者は、特定個人情報が本基準等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取

扱担当者に対して、必要かつ適切な監督を行う。

(保有個人情報の適切な管理のための会議)

第10条 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うために必要があると認めるときは、関係職員を招集し、会議を開催する。なお、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることが望ましい。

第3章 教育研修

(教育研修)

第11条 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う事務に携わる職員（派遣労働者を含む。以下「職員」という。）に対し、保有個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 総括保護管理者は、事務取扱担当者に対し、番号法第29条の2のサイバーセキュリティの確保に関する事項その他の事項に関する研修を行う。
- 3 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う職員のうち情報システムの管理に関する事務に携わる者に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 4 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、当該課等における保有個人情報等の適切な管理のために必要な教育研修を定期的に実施する。
- 5 保護管理者は、当該課等の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与するとともに、研修未受講者に対して再受講の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。
- 6 総括保護管理者は、特定個人情報等に関する教育研修を行うに当たり、研修計画（様式第3号）を策定し、研修計画に基づき教育研修を実施する。

第4章 職員の責務

(職員の責務)

第12条 職員は、番号法及び個人情報保護法の趣旨に則り、関連する法令及びこの基準等の定め並びに総括保護管理者、総括保護副管理者、保護責任者、保護管理者及び保護担当者（以下「総括保護管理者等」という。）の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

- 2 職員は、前項の関連する法令及びこの基準等の定め違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかにその旨を保護管理者に報告しなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第13条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必

要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

(複製等の制限)

第14条 職員は、業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行う。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の課等への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第15条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(取扱区域)

第16条 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)においては、特定個人情報等を取り扱う事務取扱者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等ができないよう留意するほか、書類等の盗難又は紛失等を防止するために施錠可能な場所への保管等の物理的な安全管理措置を講ずる。

(媒体の管理等)

第17条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管しなければならない。この場合においては、原則として、施錠できるキャビネット又は書庫等に保管するものとする。

- 2 職員は、保護管理者の許可を得たうえで、保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

(誤送付等の防止)

第17条の2 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

(廃棄等)

第18条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体(端末及びサ

ーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

- 2 特定個人情報等が記録された書類等について、郡山市文書等取扱規程によって定められている保存期間等を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。
- 3 個人番号又は特定個人情報ファイルを削除又は廃棄した場合には、その記録を保存する。
- 4 保有個人情報等の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第 19 条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、第 14 条の規定による場合、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

(外的環境の把握)

第 19 条の 2 保護管理者は、保有個人情報等が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(情報システムにおける安全の確保)

第 20 条 保護管理者は、保有個人情報等を含む情報資産や、保有個人情報等を含む情報資産を取り扱う情報システムの安全を確保するため、情報資産に関する安全管理の措置を定めた郡山市情報セキュリティポリシーの規定を遵守するものとする。

- 2 個人番号利用事務の実施に当たり接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置を遵守する。
- 3 個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。

第 6 章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第 21 条 保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定により行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。

- 2 保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定により行政機関等以外の者に有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定により安全確保の措置を要求するとと

もに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。

- 3 保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号の規定により他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第 70 条の規定により前 2 項に規定する措置を講ずる。

(業務の委託等)

第 22 条 保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報等（特定個人情報等を含む。以下この条において同じ。）の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本項及び第 4 項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製、持出し等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
- (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
- (9) 受託者の責任者及び業務従事者の管理（保有個人情報等の取扱従業者の明確化等）、実施体制（情報システムにおける安全の確保等）、業務従事者に対する監督・教育の状況に関すること。

- 2 保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先と秘密保持契約を締結しなくてはならない。

- 3 保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

- 4 保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認する。

- 5 保護管理者は、委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項に規定する措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 6 保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。
- 7 保護管理者は、保有個人情報等を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。
- 8 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、番号法第28条の規定による特定個人情報保護評価を実施し、委託先において、同法に基づき本市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか否かについて、あらかじめ確認する。
- 9 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託する場合には、委託する個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

第7章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第23条 保有個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告する。

2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護副管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、総括保護副管理者は、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。

4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長に速やかに報告する。

5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有する。

(法に基づく報告及び通知)

第24条 総括保護副管理者は、漏えい等が生じた場合であって法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)への報告及び同条第2項の規定によ

る本人への通知を要する場合には、前条第1項から第5項までの規定と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、委員会による事案の把握等に協力する。

(公表等)

第25条 総括保護管理者は、法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずる。

2 総括保護管理者は、市民の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等）については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会へ情報提供を行う。

3 市長は、法令又は内部規程等に違反した職員に対し、法令又は内部規程等に基づき厳正に対処する。

第8章 監査及び点検の実施

(監査)

第26条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から前章までに規定する措置の状況を含む各課等における保有個人情報等の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

2 監査責任者は、特定個人情報等に関する事務の監査を行うに当たり、監査計画（様式第4号）を立案し、総括保護管理者の承認を得る。

(点検)

第27条 保護管理者は、各課等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第28条 総括保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第9章 事務の流れの整理

(事務の流れの整理)

第29条 保護管理者は、個人番号利用事務等の範囲を明確にした上で、別に定める様式（様式第5号）により個人番号利用事務等の流れを整理し、管理段階ごとに安全管理措置を織り込む。

第10章 その他

(サイバーセキュリティに関する対策の基準等)

第 30 条 保護管理者は、個人情報等を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法第 26 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報等の性質等に照らしてサイバーセキュリティの水準を確保する。

(細則)

第 31 条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施のための手続その他について必要な事項は、総括保護管理者が定める。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

事務取扱担当者一覧（個人単位）

	部	課	氏名	役職	事務	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

注：適宜、行を追加すること

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

事務取扱担当者一覧（部署単位）

	部	課	事務	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注：適宜、行を追加すること

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

部
課

年度 特定個人情報等に関する研修計画

	実施時期	研修名	対象者	実施方法	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

注：適宜、行を追加すること

様式第4号（第26条関係）

年 月 日

部
課

年度 特定個人情報等に関する監査計画

1 監査計画

1	監査目的	
2	監査範囲	
3	被監査部門	
4	監査方法	
5	監査実施日程	
6	監査実施体制	
7	適用基準	

2 監査結果のフォローアップ

総括保護管理者は、監査の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずることとする。

